

令和4年 第4回

# 南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

## 令和4年第4回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 10月20日(木)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎報告第10号 専決処分の報告についての上程、説明、質疑	4
専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について	
専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解について	
◎議案第63号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	7
専決第16号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第6号)	
◎議案第64号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事)の上程、説明、質疑、討論、採決	10
◎議案第65号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第7号)の上程、説明、質疑、討論、採決	13
◎閉会の宣告	17
◎署名議員	19

令和4年第4回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和4年10月20日(木曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 報告第10号 専決処分の報告について  
専決第15号 損賠賠償の額の決定及び和解について  
専決第17号 損賠賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第63号 専決処分について  
専決第16号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 5 議案第64号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事)
- 日程第 6 議案第65号 令和4年度南会津町一般会計補正予算(第7号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	渡 部 優	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員(なし)

### 説明のための出席者

渡部正義	町長	星英雄	教育長
小寺俊和	総務課長	星良栄	総合政策課長
鈴木秀和	税務課長	渡部秀介	住民生活課長
湯田賢史	健康福祉課長	室井利和	農林課長
星博文	商工観光課長	月田啓	建設課長
遠藤知樹	環境水道課長	渡部さつき	会計室長
菅家康夫	農業委員会 事務局長	阿久津勝英	学校教育課長
齋藤成	生涯学習課長 補佐兼 生涯学習係長	渡部浩明	舘岩総合支所長
馬場誠	伊南総合支所長	平野芳和	南郷総合支所長

### 事務局職員出席者

星貴夫	事務局長	星彰	議事係長
-----	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、スイッチを切るかマナーモードへの設定をお願いいたします。

ただいまより、令和4年第4回南会津町議会臨時会を開会いたします。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、渡部優君、14番、星光久君を指名いたします。



◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。



◎報告第10号の上程、説明、質疑

○室井嘉吉議長 ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、報告第10号から日程第6、議案第65号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により、質疑の応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、その趣旨は簡潔明瞭に質疑されるよう、ご協力をお願いいたします。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

日程第3、報告第10号 専決処分の報告について、専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解について、専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございました。

今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第10号 専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第15号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年1月21日、国道352号岩下地内を公務のため走行中の公用車が、左に寄った相手方の車両を追い越そうとした際、当該車両が急に右折をしたため、車両の右側面に接触し、双方の車両に損害が生じたものでございます。追い抜きの際の急激な進路変更が原因だというふうに認識しており

ます。

過失を町50%、相手方車両の所有者株式会社アクティオ50%として、相手方に対し賠償金6万1,606円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものでございます。

次に、専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。本件は、本年8月4日、町道山口161号橋尻地内を走行中の角田照雄氏所有の車両が、町道舗装の劣化により生じた穴にタイヤがはまってしまいまして、パンクしたという事故でございます。

過失割合を町50%、角田氏50%として、角田氏に対して賠償金2万5,025円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をしたものでございます。

以上、ご報告を申し上げますので、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ただいまの町長の説明では、ちょっと分からない部分がありますので、ご質問させていただきます。

専決の17号、損害賠償の、町道の劣化により車がパンクしたと、損傷を与えたと。あそこの道、私も通りますが、まず、タイヤが破損するような穴というのは結構大きいと思うんですね。そして、過失割合が50%。ただのパンクだったら50%、2万5,000円もなりませんよ。2万5,000円ということは、ホイールまで破損したというふうに想定されます。

まず、この穴の大きさ、どれぐらい広がったのか、説明をお願いします。

○室井嘉吉議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

穴の大きさでございますけれども、25センチ四方で、深さ約10センチの穴でございます。

あと、タイヤ及びホイールのほうにも傷がついておりましたので、そちらの件について、過失割合50%、50%ということで協議が調ったということでございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 周囲が25センチ、直径じゃなくて周囲ですね。直径ですか、四方。

なってしまったのはしょうがないんですけど、町道の管理として、私、ちょっと思うのは、

これぐらいの穴って相当ありますよね。南郷地内にも、私、相当見かけます。特に和泉田地内なんかも、ひどいところがありました。

ぜひ、こういうことがないように、やっぱり除雪後の維持補修、そういうのも予算化してやっていただけたらと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 私のほうから、専決15号のほうについて、ちょっと1点だけお聞きしたいんですが、事故発生が令和4年1月25日ということで、専決が同9月30日と、約8か月間、この間かかっております。この8か月かかった経緯といいますか、理由といいますか、その1点だけお聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

事故が起きたのが1月21日ということで、それから大分時間がたっておりますが、相手方の株式会社アクティオという会社は車のレンタカー会社でありまして、実際に使用していた方は別な方であったということで、レンタカー会社が入って別な方がいるということで、ちょっと示談に時間がかかってしまったということでございます。

本来ですと、もう少し、二、三か月で示談、本当ですと和解が生じるんですが、レンタカー会社が入ったということで、ちょっと時間がかかってしまったということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 国道走行中に、15号についてであります、左側に寄った車両を所有者が追い越そうとした、そのときに相手車両の右側の部分に接触をしたという説明でありましたが、相手側の接触部分は前部か中央部か後部か、そこをお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 お答えをいたします。

ぶつかった車両についてはダンプトラックでございまして、後部車輪のフェンダーと、表に露出しているフェンダーなんです、その近辺にぶつかったというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 後部にぶつかったということは、左に寄って、ダンプが右に入ろうとしたときに、小型ダンプでも、通常国道から右折するのには、そんなに左に寄らなくても曲がれるのかなというふうに私は感じるんですけど、そういう運転手さんも、その運転手さんは、



高齢の運転手さんの場合、よくそういうことが、右に曲がるのに左に一旦寄って、大きく膨らむというのがあるんですけど、年齢は何歳ぐらいでしたか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 相手方の運転手の年齢ということでございますが、40歳ということでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 40歳というと高齢ではないですけども、接触部分が後ろ側、前側だったら右折始めてすぐにといいことですけども、後ろ側ということは、結構曲がったところなので、前と後ろとか中央によって、損害の割合とかって変わってくるのかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

その辺の協議をした上で、こういう示談になったのか、前部、中央部、後部だと、若干過失割合が違ってくるのかなというふうに思うんですが、参考のために、その辺は協議されたんでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 交通事故の場合、過失相殺の認定割合というベースがあるんですよ。町のほうでも、町が入っている保険会社のほうで、その割合でやっているものですから、町としては詳細なところまで、示談の中身については関わらない。お任せをして、その基準に応じてやってもらっているという状況なので、多分担当課のほうで、その過失割合の細かな算定までは把握していないと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第4、議案第63号 専決処分について、専決第16号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、議案第63号 専決処分についてをご説明申し上げます。

本件は、緊急を要した令和4年度一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

それでは、専決第16号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,642万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ130億6,107万9,000円としたものでございます。

その主な内容でございますが、新型コロナウイルス・オミクロン株の流行による重症化予防はもとより、感染や発症を予防するため、オミクロン株対応ワクチンの接種に要する費用を計上したものであり、接種対象者は、新型コロナウイルスワクチンの1・2回目接種を完了後5か月以上を経過した12歳以上の方、約1万3,000人を見込むものでございます。

主な歳出予算は、ワクチン接種をお願いする医師等に対する謝金のほか、予約センター業務委託料及び接種券の作成費などでございます。

また、歳入予算は、接種等に要する費用の全額を国からの負担金及び補助金で充てる予算を計上したものでございます。

以上、専決処分いたしました補正予算の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今日の朝のテレビの報道の中で、一応、4歳以上のワクチン接種等の報道がされていたように思うんですが、それとの関連というのは、これはないんでしょうか。まず1点お願いします。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えの前に、1点確認ですが、4歳以上で間違いなかったでしょうか。ちょっと4歳以上という区分がないもんですから、4歳以上というまず年齢が間違いないかどうか、ご確認させていただきたいと思います。

○6番 渡部訓正議員 ごめんなさい、報道の中で、書いてあったのは、2歳から4歳というふうに書いてあった、言ったのかなと、ちょっと私も朝、忙しく聞いていたもんですから。

そして、今回の12歳以上ということで、対象としては、今日の報道の中身とは全く異なるものなのかどうかということで、分かっていたら教えてください。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

まずは、ワクチンの年齢についてご説明させていただきたいんですが、今回のワクチンは、12歳以上の町民を対象に、新しいオミクロン株対応のワクチンを接種するという予算でございます。さらには、下から申し上げます、5歳から11歳については小児用ワクチンの、いわゆる小児ワクチン接種と我々申し上げておりますけども、その3回目の予算も今回入れさせていただいております。

ですので、12歳以上の町民に対する新ワクチンの接種、さらには、5歳から11歳までの小児を対象とした3回目のワクチンを今回は接種する計画でございまして、それに対する予算ということでご理解いただければと思います。

○室井嘉吉議長 5番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 そうすると、今日の、まだそこまでの情報がちゃんと入っていないという中身であれば、そういうふうに答弁してもらって結構ですが、今ほどの説明だと、5歳から11歳までの関係は入っているんですけど。ただ、それよりも若い小児の場合は入っていないというふうに、この後また、そういう動きが出てくるのではないかなとは思いますが、そこまでは入っていないと、除いてますよということで理解してよろしいですか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 現在情報として入っておりますのは、5歳未満、生後6か月以上から4歳以下につきましては、乳幼児というくくりで整理されているところでございます。その乳幼児につきましては、現在、12月24日から接種可能という情報は、こちらのほうにも通知は届いております、町につきましては、準備が整い次第、その乳児用のワクチン接種は準備していきたいというふうに思っています。

現段階では、新ワクチン接種と、さらには小児用の3回目のワクチン接種、その後に準備が整い次第、6か月以上4歳以下の乳幼児のワクチンも、体制の整備を今後進めていきたいというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これから採決をします。

お諮りします。

本案は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第5、議案第64号 工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、議案第64号 工事請負契約についてをご説明申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金事業南郷橋撤去工事の請負契約について、条例の規定に基づき議会の議決に付すものでございます。

本工事の概要でございますが、古い橋の撤去工事ということで、旧橋撤去工事一式でございまして、町内の土木工事業者6社を指名し、去る10月13日、指名競争入札を執行した結果、請負金額8,690万円で南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の期間は令和5年3月31日までを予定しております。

よろしくご審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この件について、議運で総務課長にもお聞きしましたが、改めてお聞きします。工事概要が、旧、この橋ですね、撤去一式というだけで、工事の概要の中身が全然分からない。

例えば、どこまで壊すのか、延長どのぐらいの橋なのか。金額の根拠というものが、工事金額の根拠というものが全然分からないんですけども、説明できますか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

まずは、工事の概要についてご説明をさせていただきたいと思いますが、橋長につきましては延長72.4メートルでございます、橋の全幅が5.2メートル、この橋の撤去ということでございます。

今年度につきましては、その上部工、上に載っております床版、あと、橋脚が2つございますが、そのうちの一つを撤去する工事になってございます。橋脚2つございますが、そのうちの一つということでございます。

これは、交付金事業でこの工事を実施しておりますので、交付金見合いで発注させていただくということで考えておりました、このような形になってございます。

先ほど工事内容につきまして、一式でなかなか分かりにくい、というようなことでございました。この議決事項につきましては、議決内容に変更があった場合には、その都度、議決の変更を受けなければならないということになります。ただ、専決事項としまして、300万円未満の工事の変更につきましては、町長専決でできるということになっております。

ここに工事の概要をきちんと、例えばですが、道路の延長を100メートルと書いた場合に、その工事が起工測量した結果、101メートルとなった場合に、またその都度、臨時議会を開いてご議決いただくような形になりますので、そうしますと、工期への延長であったり、事業者さんへの影響がございますので、今こういった形で出させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 本来の定例議会ならば、ちゃんと所轄の委員会で、こういうことも議論できると思うんですね。臨時議会で、8,000万円以上の金額が、工事がただ一式だけで、議会で採決してください、それはちょっと無理な話だなと思って質問した次第です。

お聞きしますが、私の情報が間違っていれば、違いますと言ってください。これ、1回不調になっていません。もし不調になっていたならば、その原因をお知らせください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

この件は当初、9月議会の中で提案をさせていただきたいというふうに思っておりまして、8月18日に指名委員会を実施しまして、8月30日に入札を行いました。9月2日の議案配付に間に合わせていきたいというような思いはあったんですが、その際、全社辞退ということになってございます。ですので、一度不調になっております。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 こういう工事を発注する際、皆さんにお知らせするわけですよ、指名業者さんに。そして、入札までの期間がどれくらいありましたか。もしかすると、私の推測です、これは。あまりにも短い期間の中で、入札してくれという事例が結構あるというような、業者さんからお話を聞いているんです。

それでは適正な工事ができないと私は考えているんですけども、今後のこともありますので、ちょっと聞かせてください。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

建設業法の中で、見積り期間については明記されております。5,000万以上の場合につきましては、15日以上というような規定がございますが、やむを得ない理由がある場合には、それを5日以内に短縮することができるということになってございまして、今回は、先ほどのとおり、議会に間に合わせたいというような思いもありまして、見積り期間はちょっと、ぎりぎりの10日間という、10日間ぐらいだったと思っておりますが、そのような期間になってしまいました。

ただ、かなり下請に頼らざるを得ない、そういった工事の部分もありまして、業者さんにつきましては、やっぱり見積り期間が短くて応札できないというようなところもございましたので、ここは少し反省点だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ今回の反省も踏まえて、今後こういう、特殊工事ですよ、要は。どうしても下請とかいろんな、特に建築もそうです、いろんな下請を使わなくちゃならない、そうした場合には見積りに時間かかります。ぜひ、そこら辺も考慮した工事の発注というか、こういう入札をお願いしたいと思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第6、議案第65号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、議案第65号 令和4年度南会津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億1,370万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ131億7,478万7,000円とするものでございます。

その補正の主な内容であります。最近の電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を支給するものでございます。

対象となる世帯は、令和4年度分の町民税均等割が非課税である世帯とし、2,200世帯を見

込み、事務費と合わせ、その財源は全額、国からの臨時特別支援事業費補助金等で賄うものでございます。

よろしくご審議いただきまして、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 2点について伺います。

まず1点目、2,200世帯ということなんですけども、この金額全額、国の支出金ということで行うということなんですけども、町単独の上乗せということは、お考えになった経緯はありませんか。

○室井嘉吉議長 税務課長。

○鈴木秀和税務課長 お答えいたします。

今回の給付金の事業につきましては、給付金の部分、事務費、全て国のほうの財源で賄うという国のほうの方針になっておりますので、町単独のほうの支出という部分については考えておりません。

○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 町単独の上乗せというのは考えていないということで了解しました。

それから、もう一点ですけども、今回は家庭ということで、そこに視点を合わせて行うということですが、中小企業というか、中小の小企業がほとんどだと思うんですけども、高圧で契約している企業も相当参っているとうふうにお話聞くんですけど、そちらのほうの手当てというのは、国・県からの事前の連絡等は、情報はありますか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○小寺俊和総務課長 お答えいたします。

議員おただしのように、電気等の料金がかかなり高騰するということで情報が来ております。それに伴いまして、国から、これまでもあったような臨時交付金が交付されるという情報が来ております。今のところ、具体的な政策については決められておりませんが、今後、12月補正等で予算に計上したいとは思っております。

具体的には7,471万2,000円、こちらが町のほうに交付されるというような情報になっておりますので、これまで行ってきた対策に充当することもありますけども、いずれにしても、新たな事業展開の中でも、この財源を使って支援をしていきたいというふうを考えております。



○室井嘉吉議長 4番、渡部優君。

○4番 渡部 優議員 臨時議会ですので、この案件しか聞けないかなと思いますけども、先ほど申し上げたように、小企業の地元の企業の高圧契約者、契約企業が相当参っているということで、年末に対応するように、本当は来てから、決まってからじゃなくて、まずは単独で支援してあげて、後で補うという形も今まであったような気がするので、ぜひ対応していただきたいというふうに、希望ですけど、そんな考えはまず、今のところないと、来てからの対応ということによろしいですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 今回、臨時議会で提案させていただくものは、国からの内容を示されたものについて、町として対応するというものでございます。

今、議員がおただしの件については、総務課長から新たな交付金が出るということで、今後どういうものに町として使うか、それらを含めて12月の補正予算に上げていきたいと、このように考えておりますので、その前に臨時議会を開いて対応をとというのは、ちょっと時間がないかと思っておりますので、12月の補正予算の際にしっかり検討して、計上していきたいと思っております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 9月の議会でも、非課税世帯に商品券でしたっけ、給付しましたよね。そしてまた、非課税の世帯に支給すると。私に寄せられている意見としては、一生懸命税金納めている人たちが、私たちには何もないと言われるんです。

低所得でも、一生懸命働いて税金を納めている。例えば、家庭菜園を作って、道の駅とか直売所に売って、それをちゃんと申告して税金を納めている人たちもいる。片方は税金を納めていない。だけど、片方は、低所得でも一生懸命、真面目に確定申告してやっている。この人たちのケアというのをどういうふうに町は考えているのかと、よく聞かれます。ご意見をいただきたいです。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 生活に関する影響というのは、ひとしくやっぱり出ていると思うんですね。

7月の臨時議会のときに、生活応援給付金事業で1人3,000円、町独自の取組をしました。これが我々が、やっぱり影響を受けている方々への支援という意味でつくった制度でございます。5番議員からは、何で5,000円にできなかったというふうなご質問いただきましたけど、予算の範囲内ということで対応させていただきました。

今議員から言われたことは、やっぱり我々のところにも、非課税世帯だけでいいのというような話は聞こえてきてますので、今後どういうふうな支援の在り方がいいのか、検討させていただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 このやり方が本当に適正かという、私は疑問に思います。全部の人にやれというの、私はやっぱり疑問に思います。だけど、やはり救済しなければならない人は救済しなければならない。子育てやっている人でも大変な状況になっています。

ぜひそこら辺を、皆さんでやっぱり考えていかなければならないと私は考えますので、これから議論していければいいなと考えます。

以上です。

○室井嘉吉議長 町長。

○渡部正義町長 多分、過日の新聞報道で、磐梯町が上乘せで、非課税世帯以外は1万円を支給するというような記事があったと思います。そういった他市町村の動向なんかもちょっと調べながら、対応したいと思います。

○室井嘉吉議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本臨時会に付議されました事件は全て終了をいたしました。

以上をもちまして、令和4年第4回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 渡 部 優

署 名 議 員 星 光 久